## ●香川県選挙管理委員会告示第72号

令和4年8月28日執行の香川県議会議員補欠選挙における選挙長の事務を取り扱う場所を次のとおり定める。

令和4年8月19日

香川県選挙管理委員会委員長 藤 本 邦 人

選挙区	場
高松市選挙区	高松市番町一丁目 高松市役所内 高松市選挙管理委員会事務局(香川県
	選挙管理委員会高松地方事務局)
	ただし、8月19日午前中は、高松市危機管理センター3階301会議室
坂出市選挙区	坂出市久米町一丁目 坂出市教育会館内 坂出市選挙管理委員会事務局(
	香川県選挙管理委員会坂出地方事務局)
	ただし、8月19日午前10時までは、坂出市教育会館2階大会議室
善通寺市選挙区	善通寺市文京町二丁目 善通寺市役所内 善通寺市選挙管理委員会事務局
	(香川県選挙管理委員会善通寺地方事務局)
	ただし、8月19日は、善通寺市役所3階301会議室
観音寺市選挙区	観音寺市坂本町一丁目 観音寺市働く婦人の家内 観音寺市選挙管理委員
	会事務局 (香川県選挙管理委員会観音寺地方事務局)
	ただし、8月19日は、観音寺市働く婦人の家1階第1講習室